公　示　日：2025年5月28日（金）
調達管理番号：25a00233
国　　　名：モザンビーク
担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム
調 達 件 名：モザンビーク国栄養・食料安全保障アドバイザー業務
適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：栄養・食料安全保障アドバイザー
（２） 格　付　　：3号
（３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2025年7月上旬から2026年2月下旬
（２） 業務人月：3.6
（３） 業務日数：
　　　現地渡航 90日　準備／整理業務等12日

・ 第1次 準備業務 3日、現地業務 30日、整理業務3日
・ 第2次 準備業務 1日、現地業務 30日、整理業務1日
・ 第3次 準備業務 1日、現地業務 30日、整理業務3日

本業務においては3回の渡航により業務を実施することを想定しており、（第1次派遣の時期を除いては）具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1部
（２） 見 積 書 提 出 部 数：1部
（３） 提　出　期　限：2025年6月11日（水）（12時まで）

（４） 提　　出　　方　　法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

✧ 提出方法等の詳細についてはJICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2025 年 6 月 20 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16 点
②業務実施上のバックアップ体制	4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40 点
②対象国・地域での業務経験	8 点
③語学力	16 点

④その他学位、資格等　16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	栄養改善
対象国及び類似地域	アフリカ地域
語学の種類	英語（ポルトガル語ができることが望ましい）

5. 条件等

（１）　参加資格のない社等：特になし

（２）　必 要 予 防 接 種：特になし

6. 業務の背景

モザンビーク国政府は 2009 年、同国における高い慢性栄養不良率[1]を懸念し同問題を緊急の対応を要する事態と宣言し、多様なセクターの介入により栄養不良率を効率的・効果的に低減させることを目的に、「慢性栄養不良の削減のための多部門行動計画(PAMRDC 2010-2020)」及び「第二次国家食料・栄養安全保障戦略(ESANII)」を策定した。

このように栄養改善が同国における優先課題の一つとして位置づけられたことを受けて、食料・栄養安全保障の多分野にわたる調整機能を果たすために、2010 年に農業農村開発省 食料・栄養安全保障技術事務局（SETSAN）が設立された。更に、あらゆる行政レベルでのセクター間の調整能力を強化し、広範囲にわたる戦略・計画の範囲と質を向上するため、SETSAN を事務局とする国家食料・栄養安全保障評議会（CONSAN）を 2017 年に創設した。この間、慢性的な食料不安の割合は 60%から 24%に減少し[2]、5 歳未満の子どもの慢性栄養不良の割合は 48%から 37%へと減少したことが報告されている[3]。

しかしながら、子どもの栄養不良の割合は、持続可能な開発目標（SDGs）で定められた栄養改善の目標値と比較して、依然として厳しい状況にある。モザンビーク国政府は、栄養改善の取り組みを更に強化して子どもの慢性栄養不良の割合を 2030 年までに 30%に減らすという目標を掲げ、SETSAN の全体調整のもとで新たなマルチセクター戦略をまとめた文書（ESANIII：第三期食料・栄養安全保障戦略）の策定を進めると共に、2024 年 8 月には、ESANIII 及び関連活動計画の上位政策である国家食料安全保障・栄養政策（PESAN）が承認された。 現在は、2025 年 1 月に発足した新政権のもと、PESAN のローンチ並びに展開に向けた準備が進められてい

---

1 Multiple Indicator Cluster Surveys programme (MICS) によると、2008年の慢性栄養不良率は48%。

2 Food and Nutrition Security Baseline 2014。

3 The Demographic and Health Surveys (DHS) Program 2022・2023。

る。

JICA は、これまで SETSAN の事業実施・調整能力の強化の支援を通じてモザンビークの栄養改善に貢献することを目的に、2023 年 2 月～2025 年 2 月まで栄養・食料安全保障アドバイザーを派遣してきた。同アドバイザーは、PESAN の実施にマルチセクター体制で臨むことを目指して、同国の食料安全保障と栄養の主要関係者の間で合意形成プロセスを促進し、食料安全保障と栄養にかかる活動の調整と実施における資源の動員と戦略的・プログラム的な整合性を図るために、食料・栄養安全保障ナショナルフォーラムを設立すべく支援してきた。また、同アドバイザーは SETSAN 内の政策・計画局である SPPSAN による各州における食料・栄養安全保障分野の優先的活動の実施の現状を明らかにするために課題と介入のギャップについて検討することを目的とするマッピング（以下、「介入マッピング」）の計画やオンライン調査票案の作成を UNICEF との連携により支援し、2023 年 6 月の SETSAN 執行委員会（CODIR）における承認を得てマプト州（JICA）やソファラ州（UNICEF）で試行済みである。

本業務従事者は、SETSAN による多様なセクターやアクターの調整をさらに促進するために同アドバイザーの業務を引き継ぐ活動を実施すると共に、PESAN の実施を推進することを目指して、介入マッピングデータの活用・普及、マルチセクターによる栄養改善パイロットプロジェクトの策定、また JICA が AUDA-NEPAD[4]と共同で開発した NFA アプリ[5]の導入など、新たな取り組みを実施する上で必要な技術的な支援、ならびに JICA による同国の栄養分野における今後の協力方向性にかかる分析・提案を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SETSAN をカウンターパート（以下、「C/P」）機関とし、C/P 及び対象州・郡における食料・栄養安全保障フォーカルのマルチセクター調整能力を強化するために支援する。さらに関係セクター間及び中央－地方レベルの多様なアクターや開発パートナーとの協力・連携による PESAN の効果的な実施を促し、同国の栄養改善に貢献する活動を実施する。

本事業の目的を達成するために、本業務従事者に期待される成果は以下の 3 点である。

---

[4] アフリカ連合開発庁-アフリカ開発のための新パートナーシップ

[5] NFAとは栄養素に着目した食料アクセス改善のためのアプローチ（Nutrient-focused Food Access Improvement Approach (NFA Approach)）のこと。NFAアプリとは、食事ガイドラインに基づき、対象地域の栄養ギャップを可視化し、健康的な食事へのアクセス向上のための提言を目的としたウェブアプリケーション・ツールである。（https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/IFNA.html ）。

成果1.　食料安全保障・栄養分野の政策の整備・実行にかかるSETSANの役割が遂行される。

成果2.　SETSANや関係機関との調整・連携強化を通じて、マルチセクターによる食を通じた栄養改善のパイロットプロジェクトを含む、本事業の後継事業形成に向けた活動が遂行される。

成果3.　その他、C/P、開発パートナー、JICAによる栄養関連の各種活動が円滑かつ効果的に実施される。

本業務では3度の現地渡航を予定している。各渡航時の具体的な業務事項等は次のとおりとする。

（１）　第1次準備業務（2026年7月上旬～2026年7月中旬）

①　情報収集と現状把握、課題分析

・　モザンビーク政府の開発政策やガイドライン、他ドナーの関連分野の協力内容及び既存のJICAの関連事業報告書等を確認し、モザンビーク国の栄養改善分野の現状と課題について、本事業の目的に照らして把握する。

②　NFAアプリの現地検証[6]に向けた準備業務

・　NFAアプリについて既存資料を確認し、モザンビーク国での検証方法・プロセスを検討する。具体的には、2024年に実施したNFAアプリの現地試行に関する報告書、アプリの機能マニュアル、利用マニュアル、関連動画などを参照し、アプリの理解を深める[7]。また、現地関係者、特にC/P機関に対するNFAアプリの研修実施の事前準備を行う。

③　現地業務の活動内容、ワークプランの検討

・　上記①の情報や分析を基に、JICA経済開発部及びモザンビーク事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

・　全体ならびに第1次現地業務にかかるワークプラン案（英文・葡文）をそれぞれ作成し、JICA経済開発部に提出する。第1次現地業務にかかるワークプラン（英文・葡文）は、渡航までにJICAと協議の上、適宜修正する。他方で全体のワークプラン（英文・葡文）は第1次現地業務時におい

[6] NFAアプリの現地検証は、同アプリの現地導入及び食事調査における課題・留意点及びその対応策を明らかにすることを目的としており、本業務で得られた知見を今後同国でのアプリ利用を促進するための検討材料とする。これを達成するために想定される導入プロセスは本文に記載の通りであるが、SETSANを含む現地関係機関と協議・調整の上、適切な方法・プロセスを採用すること。

[7] 以上の資料の詳細は、本公示の配布資料を参照すること。

て現地状況を反映させ、帰国後に最終化する。

（２） 第1次現地業務（2025年7月下旬～2025年8月下旬）

① 業務計画の説明

- 現地業務開始時に、JICAモザンビーク事務所、C/P機関に第1次現地業務にかかるワークプランの説明を行い協議して合意する。その上で、第1次現地業務にかかるワークプラン（英文・葡文）として最終化し、JICA経済開発部に報告する。

② 成果1にかかる活動

- 第1次準備業務で不足する情報について、SETSANや対象州・郡の関係者等からヒアリングを行い、栄養や食料安全保障に関する政策及び活動の実施状況や課題を把握する。
- PESANや関連政策の履行状況について確認し、食料・栄養安全保障ナショナルフォーラム創設や、関係各省から食料・栄養安全保障（SAN）フォーカルポイントが参加し、食料・栄養安全保障にかかる多セクターを跨いだ計画に関して技術レベルで検討し助言するためのグループであるGT-SAN の運営にかかる支援の必要性や今後のスケジュールについて関係者と打合せを行う。
- 介入マッピングの運用の展開を検討するにあたり、マプト州での活動のとりまとめ、ならびに州食料・栄養安全保障評議会（COPSAN）への報告・協議のための支援を行う。今後の他州での展開や食料安全保障・栄養情報システムへの統合などに向けた支援の進め方については、UNICEFや関係機関と協議を継続の上、本事業での対象州を選定し実施に向けた準備を行う。

③ 成果2にかかる活動

- 前任の栄養・食料安全保障アドバイザーと JICA 経済開発部の間でドラフトされている小規模養殖による栄養改善パイロットプロジェクト案のコンセプトや活動計画・内容を精査し、最終化に向けた調整・支援を行う。
- SETSAN や関係機関からヒアリングを行い、JICA 経済開発部とモザンビーク事務所とも調整しながら、上記パイロットプロジェクトの実施を含む次期案件の要望調査票の作成支援を行う。

④ 成果 3 に係る活動

・ JICA 課題別研修「マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善」(2024 年度) に参加した、SETSAN オフィサーとの打合せを行い、作成したアクションプランの実施状況を把握し、適宜助言を行う。また、2025 年度の同研修参加者のアクションプラン作成支援を行う。

・ 本現地業務の開始後、可能な限り早い時期に NFA アプリに関心を持つ開発パートナーと協議を行う[8]。特に NFA アプリを利用した食事調査の対象地域・コミュニティ、調査実施期間、調査対象世帯・件数、実施体制など、具体的に実施方法・プロセスを協議・検討する[9]。開発パートナーとの協議を踏まえ、SETSAN とも NFA アプリの具体的な導入プロセスや体制について協議する。

・ NFA アプリの運用管理者[10]として想定される SETSAN 職員や州レベルの関係者等を対象に「NFA アプリ管理者育成研修（仮称)」を計画・実施する[11]。同研修では、NFA アプリの機能・アプローチの紹介に加え、アプリを使った食事調査の演習、アプリの基礎データの収集・登録作業（市場調査を通じた作物の計量・撮影など）を含め、その他必要な内容を扱うこととする[12]。本研修で育成された管理者は、第 2 次現地業務で実施を予定する NFA アプリ調査者研修を担当し、また食事調査において調査員の指導を行う想定である。

・ NFA アプリを利用した世帯食事調査を実施するための準備として、NFA アプリ導入に必要な基礎データ（モザンビーク国の行政区分リスト、食事ガイドライン、食事摂取基準（Dietary Reference Intake: DRI)、食品成分表（Food Composition Table: FCT）、推奨作物評価設問（Feasibility Questions）等）の有無、また、同国におけるアプリ等を利用した個人情報の取得・管理に関する法制度を、SETSAN などの関係者

[8] 現時点で本アプリへの関心を有している機関として国連食糧農業機関（FAO）がある。FAOは現在モザンビーク国の食事ガイドライン（Food Based Dietary Guideline）を作成しているが、NFAアプリは同ガイドラインの方法論を採用していることから連携可能性が高い。

[9] 調査対象としては、食料安全保障や栄養分野の介入が予定されている地域・コミュニティが望ましい。NFAアプリを利用した食事調査を介入前後に実施することにより、C/P等の関係者が対象地域の食料アクセスと栄養摂取状況の変化を確認できるよう支援する。

[10] NFAアプリにおいて「国管理者（Country Manager）」の役割を担うユーザー。

[11] SETSANに加えてNFAアプリの連携が可能な開発パートナーも対象に含めること。

[12] 本研修の計画・実施にあたっては、特に JICA (2025)『NFAアプリ試行報告書』を参考にすること。

に確認する。

⑤　全体ワークプランの最終化・活動報告

- 現地業務終了日までに、全体ワークプランの最終化を行い、第1次現地業務結果報告書案（英文・葡文）とともにC/P機関に報告する。
- JICAモザンビーク事務所に全体ワークプラン（英文・葡文）、第1次現地業務結果報告書案（英文・葡文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第2次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（３）　第1次整理業務（2025年8月下旬～2025年9月上旬）

- 第1次現地業務結果報告書案（和文・英文・葡文）ならびに全体ワークプラン（英文・葡文）をJICA経済開発部に提出・報告する。必要に応じて協議の上、適宜修正する。

（４）　第2次準備業務（2025年10月上旬）

- 第2次現地業務にかかるワークプラン案（英文・葡文）を作成し、JICA経済開発部に報告する。渡航までにJICAと協議の上、適宜修正する。
- 第2次現地業務で予定する、対象地域のC/P職員を対象とする「NFAアプリ調査者研修」の開催に向け、SETSANとともに準備を行う。

（５）第2次現地業務（2025年10月中旬～2025年11月中旬）

①　業務計画の説明

- 現地業務開始時に、JICAモザンビーク事務所、C/P機関に第2次現地業務にかかるワークプランの説明を行い協議して合意する。その上で、第2次現地業務にかかるワークプラン（英文・葡文）として最終化しJICA経済開発部に報告する。
- 業務開始時に、JICAモザンビーク事務所、C/P機関に第2次現地業務にかかるワークプランの説明を行い、業務計画の承認を得る。

②　成果1に係る活動

- 第1次現地業務の結果に基づきPESANの州アクションプラン作成の支援等、SETSANならびに州関係者のPESAN履行にかかる実施体制づくりに関する助言を行う。また、必要に応じて食料・栄養安全保障ナショナルフォーラム創設に向けた支援を行う。
- 第1次現地業務時に選定した本事業での介入マッピング対象州におい

て、介入マッピングにかかる調査前のワークショップを開催し、関係者との調整のもとデータ収集開始に向けた支援を行う。この際、既に介入マッピングを実施済みであるマプト州やソファラ州の関係者との連携も検討する。

③ 成果 2 に係る活動

- 第 1 次現地業務渡航に引き続き、パイロットプロジェクト案の最終化に向けて、コンセプトや活動計画内容への助言・提案を行う。必要に応じて関係者間での協議の支援を行う。

④ 成果 3 に係る活動

- 課題別研修について第 1 次現地業務後のモニタリングに加えて、2025 年度の研修員との打合せを実施し、アクションプランの実現に向けた助言を行う。
- NFA アプリを使用した市場調査や食事調査の実施に向けて、基礎データを準備し、食事調査の調査員[13]を担う調査対象地域の C/P を対象とする「NFA アプリ調査者研修（仮称）」を開催する。同研修では「管理者育成研修」で育成された C/P が講師を務め、本業務従事者はその実施に必要な支援を行う。実際に市場調査を C/P と共に行い、必要なデータを NFA アプリに登録する。
- C/P とともに対象地域の世帯を対象に食事調査（ベースライン）を実施する。調査結果を踏まえ、調査対象世帯・コミュニティの食料アクセス向上のための介入案を SETSAN などの C/P と検討する。

⑤ 活動報告

- 現地業務完了に際し、第 2 次現地業務結果報告書案（英文・葡文）を C/P 機関に報告する。
- JICA モザンビーク事務所に第 2 次現地業務結果報告書案（英文・葡文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第 3 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（６）第 2 次整理業務（2025 年 11 月下旬）

- 第 2 次現地業務の現地業務結果報告書案（和文・英文・葡文）を JICA 経

[13] NFAアプリにおいて「コミュニティ管理者（Community Manager）」や「調査者（Field Officer）」の役割を担うユーザー。

済開発部に提出・報告する。必要に応じて協議の上、適宜修正する。

（７）第3次準備業務（2025年12月下旬）

- 第3次現地業務にかかるワークプラン案（英文・葡文）を作成し、JICA経済開発部に報告する。渡航までにJICAと協議の上、適宜修正する。

（８）第3次現地業務（2026年１月上旬～2026年2月上旬）

① 業務計画の説明

- 現地業務開始時に、JICAモザンビーク事務所、C/P機関に第3次現地業務にかかるワークプランの説明を行い協議して合意する。その上で、第3次現地業務にかかるワークプラン（英文・葡文）として最終化しJICA経済開発部に報告する。

② 成果1に係る活動

- 第1次・第2次現地業務の結果に基づきPESANの州アクションプラン作成の支援を行うと共に、州関係者がアクションプランの作成・実施ができるよう体制づくりに関する助言を行う。また、必要に応じて食料・栄養安全保障ナショナルフォーラム創設に向けた支援を行う。
- 介入マッピングについて、第2次現地業務の結果の取り纏めを支援すると共に、COPSANへの報告支援を行う。また、本事業の業務終了後の活動の引継ぎについてUNICEFや関係機関を含めて打合せを実施し継続体制を提案する。

③ 成果2に係る活動

- 必要に応じてワークショップ等を開催し、パイロットプロジェクト案の最終化を行い、関係機関への報告を行うと共に、効果的な連携体制について提案する。

④ 成果3に係る活動

- 課題別研修帰国研修員のアクションプラン実施について、第2次現地業務後のモニタリングを実施し助言を行う。また、必要に応じて2026年度の研修への候補生について、JICAモザンビーク事務所と相談の下経済開発部に提案する。
- 第2次現地業務において実施したNFAアプリを活用した食事調査の結果を基に、課題・留意点と、考え得る対応策についてSETSANを含む関係

者と協議し、整理する。その内容を JICA 経済開発部と IFNA 事務局に報告する。

⑤ 活動報告

- 現地業務完了ならびに派遣終了に際し、現状の課題、業務の成果、助言・提言などを含む専門家業務完了報告書案（英文・葡文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- JICA モザンビーク事務所に専門家業務完了報告書案(和文･英文･葡文)を提出し、現地業務結果を報告する。
- 現地の関係者を対象とした活動報告会の実施をC/Pとの協議のもと検討する。

（９）第 3 次整理業務（2026 年 2 月中旬）

- 専門家業務完了報告書案（和文・英文・葡文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。必要に応じて協議の上、適宜修正する。
- NFA アプリに関して、調査実施上の課題とその対応策を、別冊の報告書に整理する。

（１０）整理業務（2026 年 2 月下旬）

- 専門家業務完了報告書（和文・英文・葡文）を監督職員に報告する。

（１１）その他：

- 準備業務・現地業務・整理業務ではオンラインまたは対面で、JICA 経済開発部、モザンビーク事務所及びアフリカ部に対して報告連絡会を行い、進捗や課題等を随時共有すると共に、その後の活動計画等について協議する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）ワークプラン（全体及び各現地業務時）

- 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業

務の具体的内容（案）や計画などを記載。

・　英文・葡文：電子データ（JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関へ提出）

（２）現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時に作成し、C/P と協働して作成した各種資料等は、各次報告書の参考資料として添付。但し、最終渡航時の現地業務結果報告書は（３）専門家業務報告書をもって代える。

・　和文：電子データ（JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所、アフリカ部に提出）
・　英文・葡文：電子データ（JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関に提出）

（３）専門家業務完了報告書

2026 年 2 月 27 日(金)までに提出。

・　和文・英文：電子データ（JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所、アフリカ部に提出）
・　葡文：電子データ（JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所、C/P に提出）

（４）NFA アプリに関する調査実施上の課題とその対応策に関する報告書

・　和文：電子データ（JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所に提出）

9.　見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「ＸＩ．業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等

の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２） 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA モザンビーク事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両借上げ費（主にマプト州外の地方出張時）
・ワークショップ・セミナー関連費
・モザンビーク国内旅費・交通費（当業務実施者及び C/P、アシスタント分）
・施設・設備関連費（プロジェクト事務所のインターネット代や通信費、事務所消耗品など）

＊臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「７. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「２． 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本業務従事者に加え、現地でアシスタント兼英語 - ポルトガル語通訳をモザンビーク事務所が傭上する想定です。本業務従事者には、当該のアシスタントの TOR 作成や選定プロセスへの協力・支援の依頼することが考えられます。

③ 便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
イ） 宿 舎 手 配：第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
ウ） 車両借上げ（マプト州内）：便宜供与あり

エ） 通 訳 傭 上：便宜供与あり

オ） 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ） 執務スペースの提供：農業・環境・漁業省食料安全栄養技術事務局内における執務スペース提供（ネット環境無し）

（２） 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・モザンビーク国　栄養・食料安全保障アドバイザー専門家活動報告書及び別添資料

・NFA アプリ関連資料

なお専門家活動報告については JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000054622

（３）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上